

## 随意契約によることとした理由

### 1 件名

消防局中消防署ほか33施設消防LED化ESCO事業

### 2 業務概要

消防庁舎42施設のうち、「既にLED化が完了している施設」及び「既に建替え事業に着手している施設」を除く34施設の全ての照明をLED照明に更新するもの。

### 3 契約の相手方

#### (1) 代表企業

名称：岩崎電気株式会社広島営業所  
所在地：広島市西区庚午北二丁目8番11号

#### (2) 構成員

名称：三菱電機システムサービス株式会社中四国支社  
所在地：広島市南区大州四丁目3番26号

### 4 随意契約の根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 随意契約によることとした理由

本事業は、民間事業者の創意工夫を活用して、事業期間の短縮と初期設備費用の軽減が期待できるESCO事業により実施することとした。このため、あらかじめ仕様を確定して行う競争入札に適さないことから、業務の履行能力等を評価し、最も適した者を選定する公募型プロポーザル方式を採用した。

同プロポーザルでは4者から提案があり、「消防局中消防署ほか33施設照明LED化ESCO事業プロポーザル審査委員会」において審査した結果、当該業者を受託候補者として特定した。

よって、プロポーザル方式にて選定した相手方と締結する委託契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するため、随意契約を行うものである。